

# 秦野市議会議員政治倫理審査会日程

日 時 令和8年4月8日（水）

午後1時30分から

場 所 議会第2会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 審 査

4 閉 会

## 政治倫理審査会委員名簿

役 職	委 員 名	備 考
委員長	桑 原 昌 之	
副委員長	横 山 むらさき	
委員	小 山 田 良 弘	
	福 森 真 司	
	八 尋 伸 二	
	古 木 勝 久	
	今 井 実	
	川 口 薫	
	風 間 正 子	

(議席順)

○秦野市議会議員政治倫理規程

資料2

平成23年7月1日

議会告示第1号

(目的)

**第1条** この規程は、秦野市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の意識の向上及び確立に努め、もって市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

**第2条** 議員は、自己の地位を利用することによって、自己又は第三者が不正に利益を得る行為及び特定の個人又は団体が不当に不利益を被る行為を行ってはならない。

(政治倫理基準)

**第3条** 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、その地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
- (2) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- (3) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、個人又は特定の企業、団体のために有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。
- (5) 市職員の採用、異動、昇格等人事に関与しないこと。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、議員活動に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(調査請求の手続)

**第4条** 市民又は議員は、議員が前条の政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるときは、市民にあつては地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署、議員にあつては2人以上の者の連署をもって、議長に調査の請求をすることができる。この場合において、調査の請求は、その理由を明らかにした文書をもって行うものとする。

(政治倫理審査会)

**第5条** 議長は、前条に規定する調査の請求を受けたときは、速やかに秦野市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その調査及び審査を付託するものとする。

- 2 審査会の委員は、9人以内とし、その調査の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）を除く議員のうちから議長が指名する。
- 3 審査会には、委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 審査会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 7 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 8 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数の

ときは、委員長が決する。

9 委員の任期は、その調査及び審査の結果を議長に報告する日までとする。

ただし、議員の職を失ったときは、その日までとする。

10 審査会の運営は、次に定めるところによるものとする。

(1) 議長から付託された調査の適否を審査する。

(2) 調査請求が適切であると認めるときは、調査対象の行為が政治倫理基準に反するものであるかについて調査し、及び審査する。

(3) 調査し、及び審査するうえで必要があると認めるときは、対象議員及びその関係者に対し資料請求、事情聴取その他の必要な情報収集への協力を求めることができる。

(4) 審査に当たっては、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

(5) 審査会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員定数の過半数の同意により公開しないこととすることができる。

(6) 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(7) 委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(8) 審査会の運営に関し必要なその他の事項は、委員長がその都度審査会に諮って定める。

11 審査会は、調査及び審査の付託を受けた日の翌日から起算して90日以内にその結果を議長に対して文書で報告しなければならない。

(対象議員に対する措置等)

**第6条** 議長は、前条第11項の報告を受け、対象議員の行為が政治倫理基準に反していると認めるときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復させるため、その議員に対して次に掲げる措置等を講じることができる。

- (1) 戒告処分
- (2) 登庁禁止処分
- (3) 辞職勧告
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置

2 議長は、前条第11項の報告及び前項の規定により行った措置等の内容を、第4条の規定により調査請求をした者に通知するとともに、公表しなければならない。

#### 附 則

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

#### 附 則（平成27年6月10日議会告示第2号）

この告示は、平成27年9月11日から施行する。

令和8年2月19日



秦野市議会議長  
相原 學 様

市民創和会 八尋 伸二  
福森 真司  
小山田良弘  
横溝 泰世  
阿蘇 佳一  
大野 祐司

秦野市議会基本条例第19条及び秦野市議会議員政治倫理  
規程第3条に違反する疑いがある事件の調査請求について

1 請求の理由

秦野市長選挙期間中の令和8年1月23日、中村知也議員自身が登録するソーシャルネットワークサービス(以下、「SNS」という。)において、市民創和会所属の大塚毅議員の実名を挙げ、推測を前提とした動機や倫理性に踏み込んだ断罪的評価が含まれている点について、政策論争の範囲を超え、議員間の人格的対立と受け止められ得る内容を拡散させました。

この行為は、秦野市議会基本条例(以下「条例」という。)第19条(政治倫理)及び秦野市議会議員政治倫理規程(以下「規程」という。)第3条(政治倫理基準)第6号に違反する疑いがあるため、次のとおり秦野市議会議員政治倫理審査会を設置し調査するよう、規程第4条により請求します。

2 調査対象者

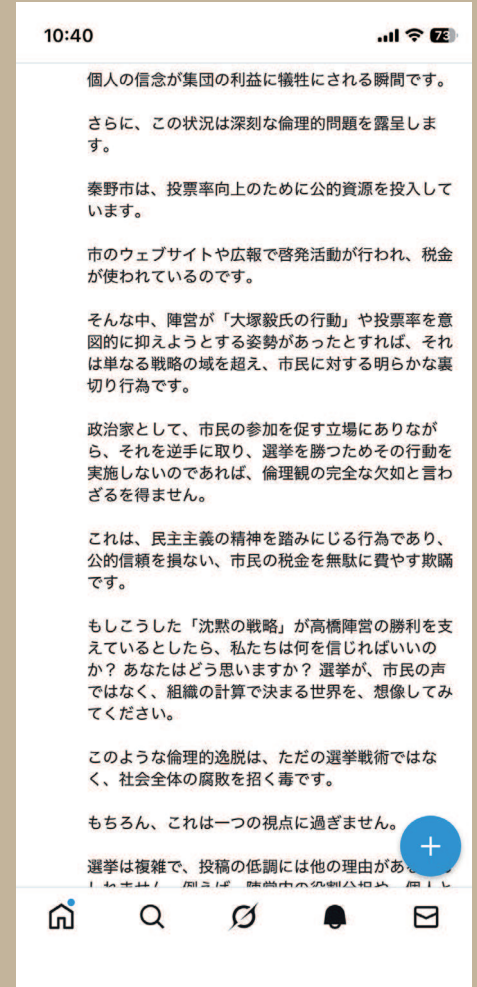
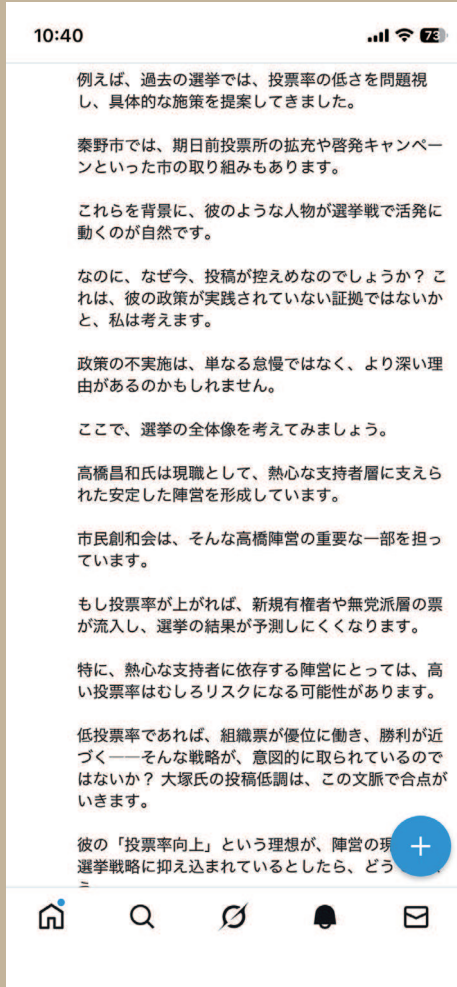
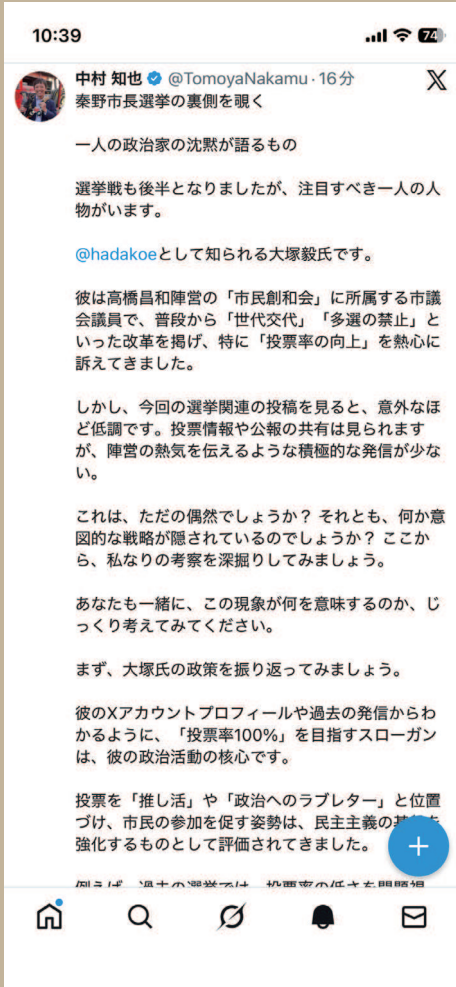
中村知也議員

3 規程に違反する疑いがあり、調査を求める事項

- (1) 事実関係の確認
- (2) 条例及び規定との整合性の検証
- (3) 表現の自由と均衡整理
- (4) SNS発信に関する指針検証
- (5) 再発防止策の確認

4 添付資料

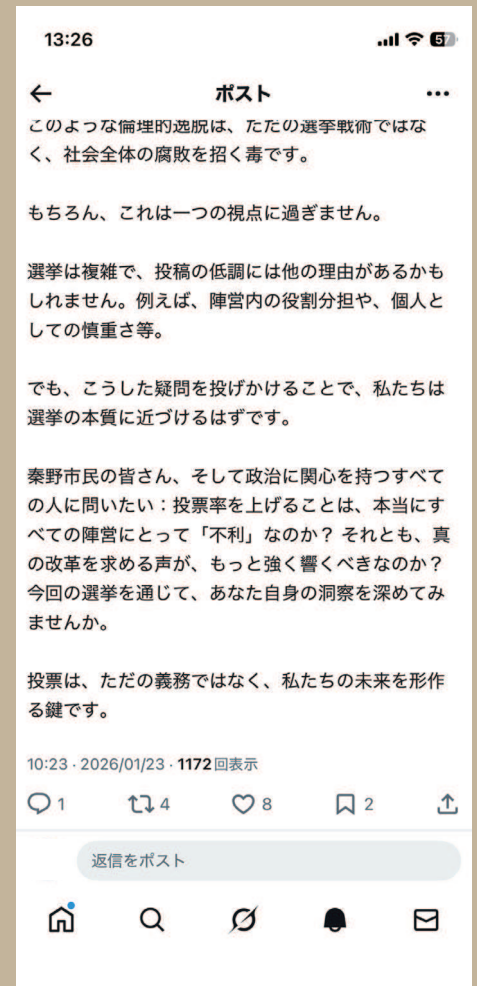
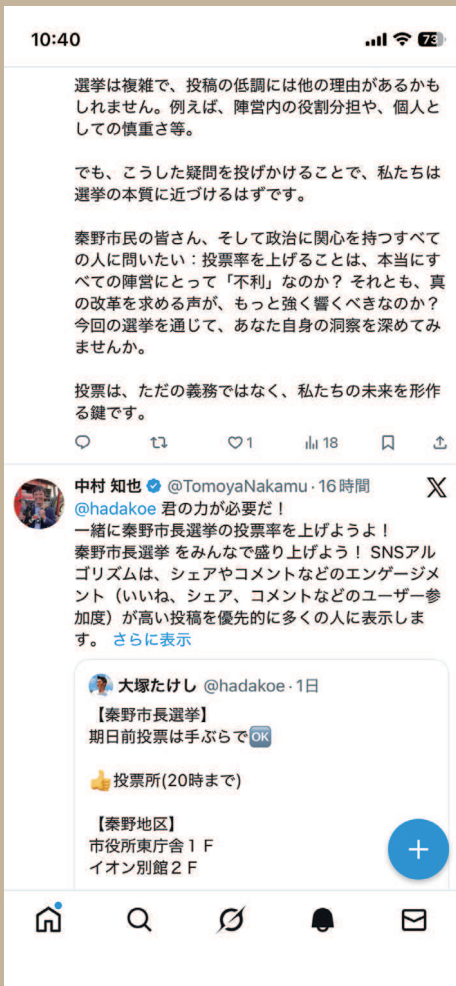
別添のとおり



2026年1月26日

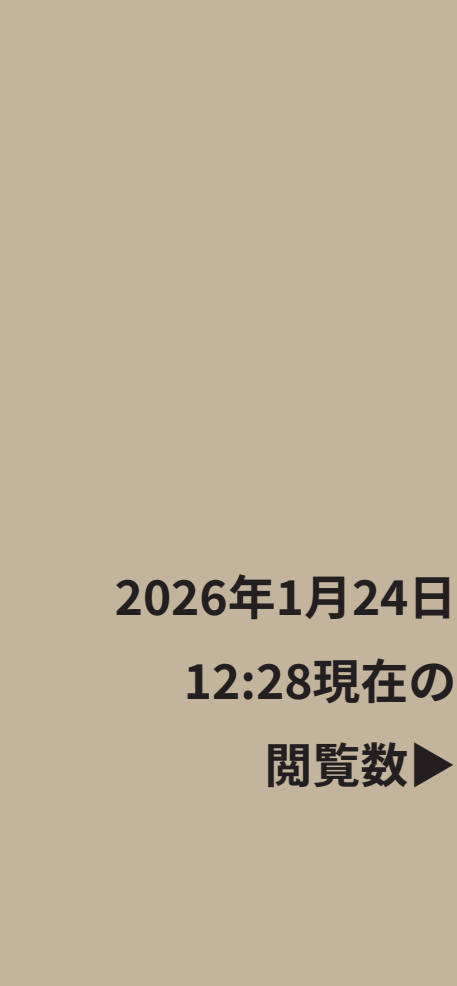
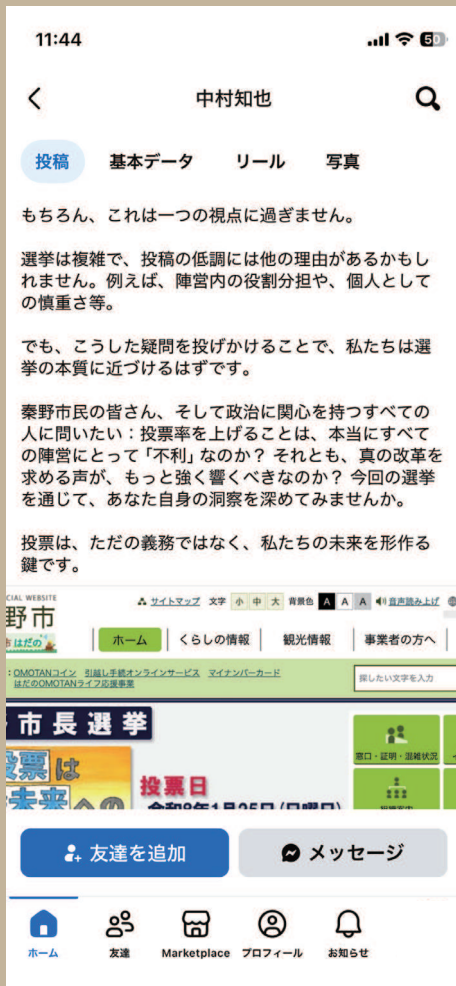
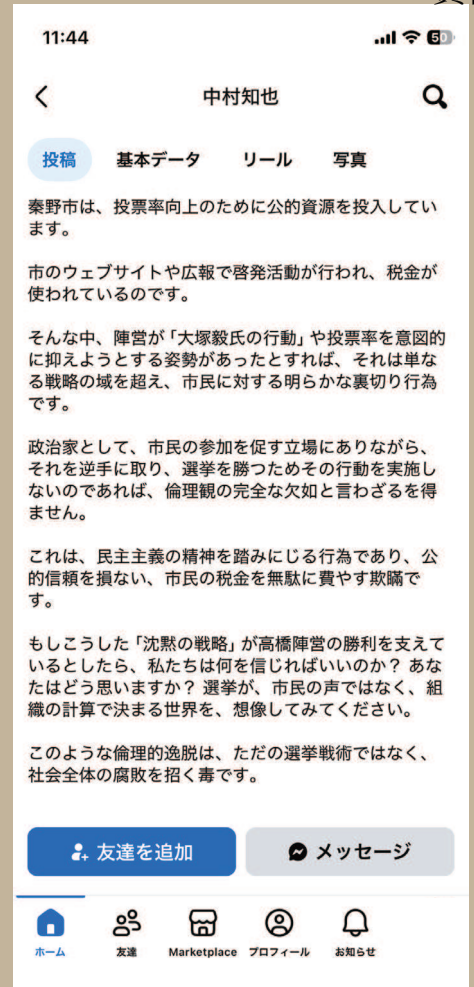
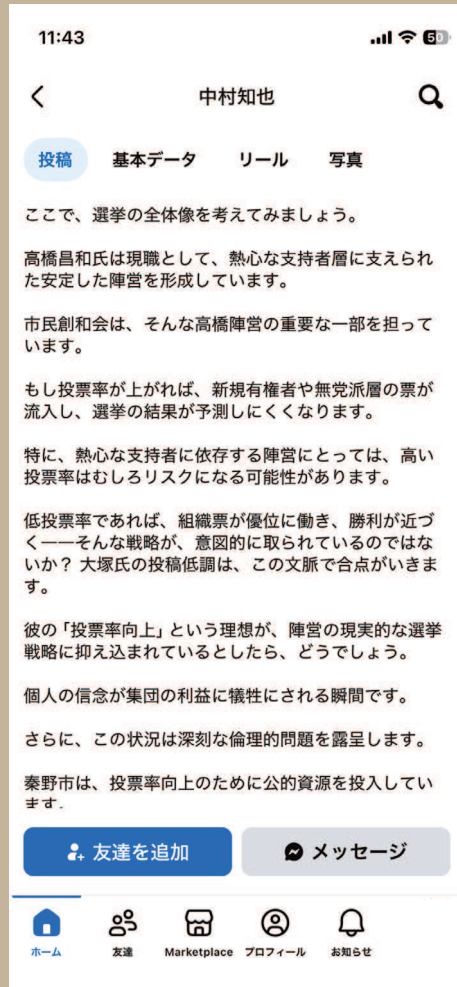
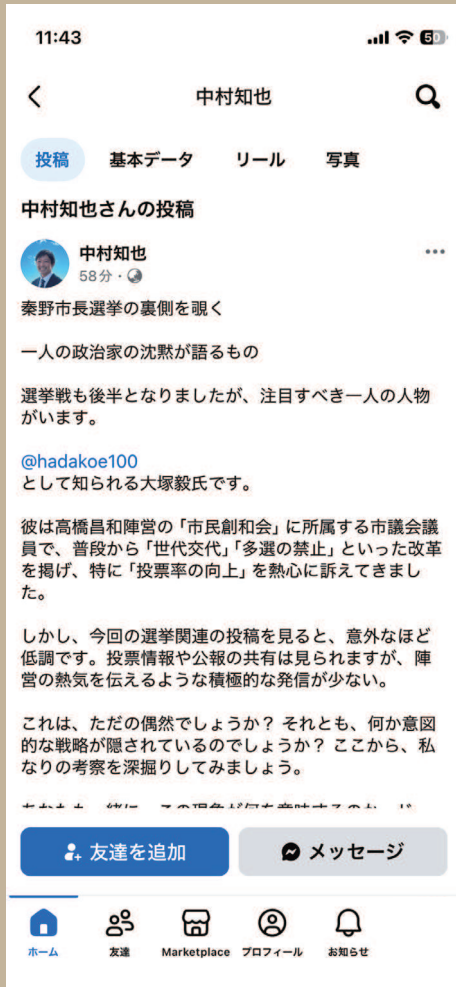
13:26現在の

閲覧数▶



# facebook (フェイスブック) 【2026年1月23日】

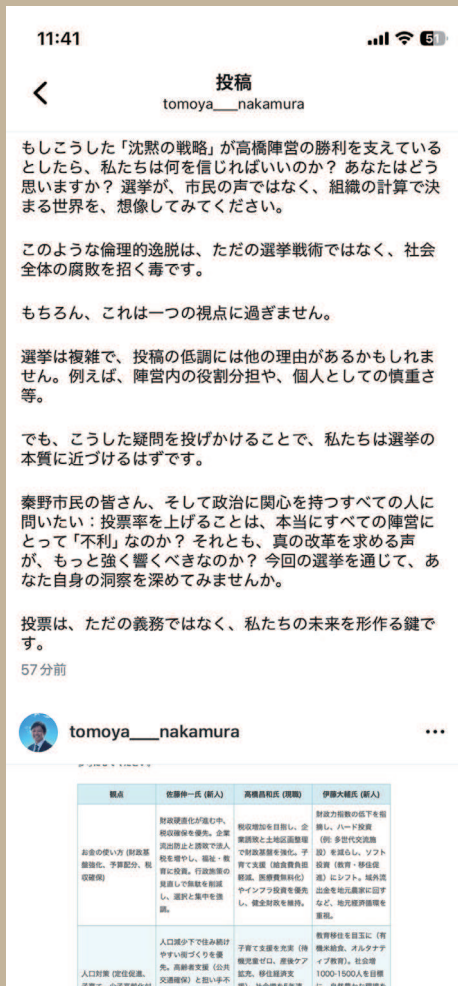
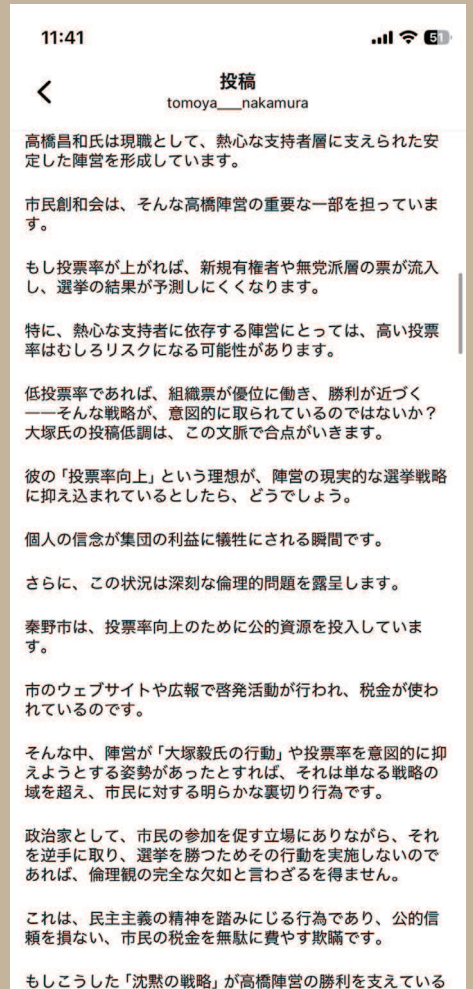
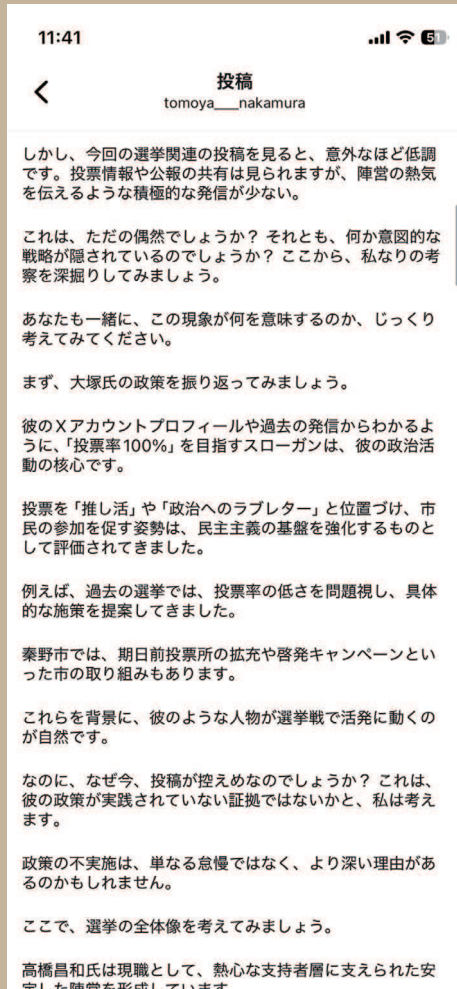
資料2



2026年1月24日  
12:28現在の  
閲覧数▶

# instagram (インスタ) 【2026年1月23日】

資料3



2026年1月24日  
12:31現在の  
閲覧数▶



10:39

中村知也

## 秦野市長選挙の裏側を覗く

一人の政治家の沈黙が語るもの

選挙戦も後半となりましたが、注目すべき一人の人物がいます。

@hadakoe として知られる大塚毅氏です。

彼は高橋昌和陣営の「市民創和会」に所属する市議会議員で、普段から「世代交代」「多選の禁止」といった改革を掲げ、特に「投票率の向上」を熱心に訴えてきました。

しかし、今回の選挙関連の投稿を見ると、意外なほど低調です。投票情報や公報の共有は見られませんが、陣営の熱気を伝えるような積極的な発信が少ない。

これは、ただの偶然でしょうか？それとも、何か意図的な戦略が隠されているのでしょうか？ここから、私なりの考察を深掘りしてみましょう。

あなたも一緒に、この現象が何を意味するのか、じっくり考えてみてください。

まず、大塚氏の政策を振り返ってみましょう。

彼の X アカウントプロフィールや過去の発言からわかるように、「投票率 100%」を目指すスローガンは、彼の政治活動の核心です。

投票を「推し活」や「政治へのラブレター」と位置づけ、市民の参加を促す姿勢は、民主主義の基盤を強化するものとして評価されてきました。

例えば、過去の選挙では、投票率の低さを問題視し、具体的な施策を提案してきました。

秦野市では、期日前投票所の拡充や啓発キャンペーンといった市の取り組みもあります。

これらを背景に、彼のような人物が選挙戦で活発に動くのが自然です。

なのに、なぜ今、投稿が控えめなのでしょう？これは、彼の政策が実践されていない証拠ではないかと、私は考えます。

政策の不実施は、単なる怠慢ではなく、より深い理由があるのかもしれません。

ここで、選挙の全体像を考えてみましょう。

高橋昌和氏は現職として、熱心な支持者層に支えられた安定した陣営を形成しています。

市民創和会は、そんな高橋陣営の重要な一部を担っています。

もし投票率が上がれば、新規有権者や無党派層の票が流入し、選挙の結果が予測しにくくなります。

特に、熱心な支持者に依存する陣営にとっては、高い投票率はむしろリスクになる可能性があります。

低投票率であれば、組織票が優位に働き、勝利が近づく——そんな戦略が、意図的に取られているのではないかと大塚氏の投稿低調は、この文脈で合点がいきます。

彼の「投票率向上」という理想が、陣営の現実的な選挙戦略に抑え込まれているとしたら、どうでしょう。

個人の信念が集団の利益に犠牲にされる瞬間です。

さらに、この状況は深刻な倫理的問題を露呈します。

秦野市は、投票率向上のために公的資源を投入しています。

市のウェブサイトや広報で啓発活動が行われ、税金が使われているのです。

そんな中、陣営が「大塚毅氏の行動」や投票率を意図的に抑えようとする姿勢があったとすれば、それは単なる戦略の域を超え、市民に対する明らかな裏切り行為です。

政治家として、市民の参加を促す立場にありながら、それを逆手に取り、選挙を勝つためその行動を実施しないのであれば、倫理観の完全な欠如と言わざるを得ません。

これは、民主主義の精神を踏みにじる行為であり、公的信頼を損ない、市民の税金を無駄に費やす欺瞞です。

もしこうした「沈黙の戦略」が高橋陣営の勝利を支えているとしたら、私たちは何を信じればいいのか？あなたはどう思いますか？選挙が、市民の声ではなく、組織の計算で決まる世界を、想像してみてください。

このような倫理的逸脱は、ただの選挙戦術ではなく、社会全体の腐敗を招く毒です。

もちろん、これは一つの視点に過ぎません。

選挙は複雑で、投稿の低調には他の理由があるかもしれません。例えば、陣営内の役割分担や、個人としての慎重さ等。

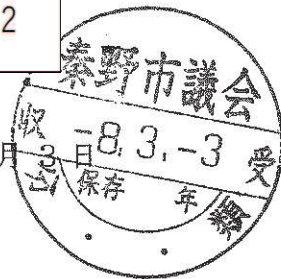
でも、こうした疑問を投げかけることで、私たちは選挙の本質に近づけるはずで

す。秦野市民の皆さん、そして政治に関心を持つすべての人に問いたい：投票率を上げることは、本当にすべての陣営にとって「不利」なのか？それとも、真の改革を求める声が、もっと強く響くべきなのか？

今回の選挙を通じて、あなた自身の洞察を深めてみませんか。

投票は、ただの義務ではなく、私たちの未来を形作る鍵です。

令和8年3月3日



秦野市議会議長  
相原 學 様

小菅基 司  
川口 薫

秦野市議会議員政治倫理規程第3条・政治倫理基準に違反  
する疑いがある事件の調査請求について

## 1 請求の理由

中村知也議員は、令和8年1月22日、自身が登録するソーシャルネットワークサービス（以下、「SNS」という。）「X」に、神奈川県議会議員の谷和雄氏に対し侮辱する内容の書き込みを行い、公衆の閲覧に供しました。

既に投稿された記事は削除されているものの、SNSに他人を侮辱し卑下する内容の書き込みをすることは、秦野市議会議員政治倫理規程（以下「規程」という。）第3条に違反する疑いがあるため、次のとおり秦野市議会議員政治倫理審査会を設置し調査するよう、規程第4条により調査を請求します。

## 2 規程に違反する疑いがあり、調査を求める事項

上記SNSへの投稿内容は、規程第2条（議員の責務）「議員は、自己の地位を利用することによって、自己又は第三者が不正に利益を得る行為及び特定の個人又は団体が不当に不利益を被る行為を行ってはならない。」に抵触するとともに、第3条（政治倫理基準）第6号の「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎む」ことに違反すると考えられるため、調査を求めます。

20:17

64



ポスト



中村 知也

@TomoyaNakamu

X.com

今日は大根商店街賀詞交歓会でした。  
私は秦野市の賀詞交歓会で神倉県議がぶちかまし、  
その後の商工会議所賀詞交歓会で谷県会議員と私が  
喧嘩をして、エキサイティングな新年の始まりで  
した！という挨拶をしました。

その後、谷県会議員と他の店で一緒になり（笑）、  
ごめんなさい喧嘩上等で！と挨拶したところ！谷県  
会議員は何のこと？ですって（笑）。アホか谷  
（笑）。

22:28 · 2026/01/22 · 356 回表示



1



3



1

